鳥取県安心・安全事業継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県安心・安全事業継続支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 県内中小企業者等 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「強化法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任意グループ(組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。)であって、鳥取県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (2) コロナ BCP 事業継続計画 (Business Continuity Plan) のうち、新型コロナウイルス感染症に対応したものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業リスクの軽減を図る新たな事業継続モデルの構築等を支援し、もって県内中小企業者等が策定するコロナ BCP の実効性向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者の要件)

- 第4条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1)次の要件を全て満たす者
- ア 県内中小企業者等であること。
- イ コロナ BCP を策定済であること、又は、知事が別に定める日までに策定できること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止措置を徹底していること。
- エ 第6条第1項の規定による補助事業実施計画書等及び第7条第3項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者(法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。)でないこと。
- オー次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - (イ) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。 以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (ウ)暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (エ)暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団 員と密接な関係を有する者
- (2) 次の要件を全て満たすグループ
- ア 事業の開始から終了するまでの間、当該グループの構成員の全員が前号の要件を全

て満たすこと。

イ 当該グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を、本補助金に係る事務 の一切を統括し管理運営等を行う代表者として1者選定していること。

(補助金の交付)

- 第5条 知事は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下(千円未満は切り捨てる。)とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、本補助金の額の下限は同表の第6欄に定める額とし、補助事業の対象期間(以下「補助対象期間」という。)は同表の第7欄に定める期間とする。
- 3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、原則として補助対象としないものとする。
- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の 趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択)

- 第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業実施計画書、第2号による補助事業収支予算書を、商工労働部商工政策課長が定める期日までに提出するものとする。
- 2 知事は、前項の補助事業実施計画書等の提出があったときは、検討会等に諮り、その評価、意見、助言等を参考に採択の可否を決定するものとする。
- 3 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

(交付申請の時期等)

- 第7条 知事は、前条第2項に規定する採択の可否を決定後、補助事業計画書等を提出した 者に対し、速やかに採択の可否を通知する。
- 2 前項の通知は、様式第3号により行うものとする。
- 3 事業採択となった者は、別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号とする。

(交付決定の時期等)

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画 の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(実績報告の時期等)

- 第10条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、規則第17条第1 項の規定による報告(以下「実績報告」という。)を、交付決定の日の属する年度の3月 10日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、 それぞれ様式第5号及び第6号によるものとする。

(進捗状況の報告)

- 第 11 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じ補助事業の進捗状況の報告を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項による進捗状況の報告を求められたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があったときは、内容を審査し、必要に応じ職員に現地調査等を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 知事は、規則第 18 条第 1 項の通知の後、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(財産の処分制限)

- 第 13 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第7号により行うものとする。
- 4 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 15 条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、特段の指定がある場合を除き、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、 商工労働部長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和4年5月22日から施行する。

別表(第5条関係)

1	補助事業	県内中小企業者等が、コロナ BCP に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大
		に伴う事業リスクの軽減を図る新たな事業継続モデルの構築等に取組む事業
2	補助対象者	第4条各号に規定する要件を満たす者
3	補助対象経費	コロナ BCP に位置づけられた安心・安全な事業継続対策に必要となる、以下
		に掲げる経費。
		ただし、人件費、消耗的経費(消耗品費、交通費等)及び経常的経費(光熱水
		費等)は除く。
		(1) 感染対策に繋がる事業活動強化(営業、採用活動等)に係るシステム
		等の導入・整備に要する経費
		(2) 感染拡大時の拠点分散化(サテライト、製造現場、本社等)に必要な
		ネットワーク形成等に要する経費
		(3) その他、前2号の実施に必要と認められる経費
4	補助率	2分の1
5	補助金上限額	500 千円
6	補助金下限額	300 千円
7	補助対象期間	交付決定の日から交付決定の日の属する年度の2月末日まで

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。 2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。